

広島市告示第445号

令和7年9月19日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）
第22条第1項の規定により、令和6年度決算に係る資金不足比率について公表する。

広島市長 松 井 一 實

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
中央卸売市場事業特別会計	—
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	—
開発事業特別会計	—
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
安芸市民病院事業会計	—

備考

- 1 資金不足比率の欄の「—」は、資金の不足額がないことを示す。
- 2 本市に適用される経営健全化基準は、20％である。